

宮崎県特定高性能農業機械導入計画

平成 2 5 年 2 月

宮 崎 県

目 次

第 1	高性能農業機械の導入利用に関する基本的な事項	1
1	基本的な考え方	
2	導入利用の適正化の推進	
3	導入計画の取扱いについて	
第 2	特定高性能農業機械の導入に関する目標	3
1	目 標	
2	計画の期間	
3	農業地域区分について	
4	宮崎県の導入計画で対象とする特定高性能農業機械の種類と類別区分	
5	特定高性能農業機械の利用規模の下限	
第 3	特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項	11
1	特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件	
2	ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件	
第 4	特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項	20
1	特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項	
2	特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項	
第 5	農作業の安全性の確保に関する事項	22
第 6	その他高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項	24
1	修理整備体制の整備	
2	特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安	
[付表]		27
1	農家戸数等の推移	
2	主要農業機械普及台数	
3	作業可能日数	
4	トラクター用作業機の標準的作業能率及び実作業率	
5	主要農業機械の年間固定費率	
6	農業労賃・農作業料金に関する調査結果	

第1 高性能農業機械の導入利用に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

本計画は、国が定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」及び「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取組について（ガイドライン）」を踏まえて、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3の規定により、本県における効率的な農業機械の導入・利用に当たっての指針として定めたものである。

2 導入利用の適正化の推進

本県では、農業・農村の潜在力をフルに発揮しながら、産地内や産業間、地域間などの垣根を越えた新しい視点から、農を核とした「連携」と「参入」を進め、「みやざき農業の新たな成長化」を目指す「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」を策定し、需要を起点とした生産・販売の強化や土地利用型農業の推進などの産地改革による「儲かる農業」など4つの視点から目標の実現に取り組むこととしている。

具体的には、①加工・業務用など新たな需要に対応する土地利用型農業等の生産拡大や、畜産部門におけるコントラクター等への作業集積による経営の効率化の促進、②農地や農業施設・機械などの地域農業経営資源の担い手への継承及び活用の促進などの施策に取り組むこととしている。

このような取組等において、機械化体系の確立や既存機械との調整を踏まえた利用規模の確保などにより、一層の農業生産性の向上と生産コストの低減を図るため、高性能農業機械等の導入利用に当たっては、次の点に留意し過剰な投資の抑制等に努める。

- ① 機械の組織的利用等により、一定の地域的な広がりの中で、機械の能力に合った作業面積を確保すること
- ② 作業期間の拡大、点検・整備の徹底による稼働年数の長期化、機械の汎用利用に努めること
- ③ 作業内容に見合った適正な装備を有する機械の導入とすること

また、最近の農業をめぐる情勢を踏まえ、次の事項を重点的に推進する必要がある。

- ① 農業経営基盤強化促進事業等の活用による農地の流動化や農作業受委託の推進等により、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置づけられた地域の中心となる経営体や農業法人、集落営農等の担い手への土地利用や作業の集積を図るとともに、ほ場の団地化等により、まとまりのある効率的な生産単位の形成を促進する。
- ② 水田の合理的な土地利用・作付体系を確立するため、水田農業の担い手の育成・確保を図るとともに、生産コストの一層の低減の観点から、土地基盤が整備された地域においては、汎用コンバインを組み入れた機械化体系を推進する。
- ③ 長期的な農作業受委託契約の締結等により、認定農業者や生産組織等担い手への機械利用の集積を図り、効率的な機械利用体制を整備する。
- ④ 生産コストの縮減等の観点を踏まえ、リース方式、レンタル方式等の多様な導入方式を活用する。

以上のような事項を推進するに当たっては、地域の条件や個別の経営条件及び土地基盤整備の状況、農地の流動化等の関連施策の進捗状況をも踏まえつつ、次に掲げる事項について十分検討を行うものとする。

(1) 地域における農業機械の効率的利用

地域における高性能農業機械の効率的利用を推進するため、①個人所有を含む既導入機械の利用面積及び更新計画、②今後の営農計画、③農作業受委託の動向等を踏まえて、新規の機械導入の必要性について検討する。

(2) 機械利用規模

特定高性能農業機械の導入に当たっての利用規模は、基本的には第2に掲げる特定高性能農業機械の種類と大きさの区分ごとの利用規模の下限以上を目標とする。その具体的な決定に当たっては、①ほ場の区画及びまとまり、農道の整備状況、作業上の障害物の有無等の土地条件、②当該地域における農業労賃及び作業請負料金の動向、③対象作物の作業適期、作付体系等の作物栽培条件、④当該機械の作業に係る関連機械施設との組み合わせ状況、⑤トラクターを耕起、代かき、防除等に使用する等汎用利用を行う場合の作業可能面積等について検討するものとする。

(3) 導入機械及び台数

具体的な導入機械及び導入台数の決定に当たっては、①利用規模、作物の栽培条件及び作業条件、②機械の能力からみた作業負担面積、③農業機械作業従事者の確保、④基本的機能を重視したシンプルな農業機械などの活用、⑤レンタル利用を含めた機械利用経費、⑥既導入機械との調整等について検討するものとする。

(4) 組織的利用形態

集落営農等における農作業受託組織やコントラクターなど、高性能農業機械の組織的利用に当たっては、利用形態ごとの特質、構成農家の特徴等地域の社会経済条件等を踏まえて検討するものとする。

3 導入計画の取扱について

- (1) 補助事業の事業計画の認定などに当たっては、その内容が導入計画に即したものとなるよう、特に、導入計画に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限をその審査基準とするとともに、農業機械の操作に必要な技能を有する者の確保などについて配慮する。

また、農業機械の導入が国庫補助事業等によって行われる場合は、「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁官通知）」によるものとする。

- (2) 制度資金の借入希望者の経営改善計画等の承認、融資機関に対する利子補給の承認などに当たっては、農業機械の導入が過大投資とならないように導入計画の利用規模の下限面積を参考とすること。

この場合、利用規模の下限の判断に当たっては、借入希望者の農業経営、土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、当該機械の導入に係る経営部門の経営規模、経営全体での労働配分を含めた作業効率等、当該機械の導入に伴う利用の効率性を総合的に検討し、生産性の向上と生産コストの縮減を図ることによって、農業経営の改善に資するかどうかを踏まえて判断するものとする。

第2 特定高性能農業機械の導入に関する目標

1 目 標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの縮減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標として行う。

2 計画の期間

平成24年度から、宮崎県第七次農業・農村振興長期計画の基本計画期間である平成27年度までとする。

ただし、国の基本方針の変更等により改正する場合はこの限りではない。

3 農業地域区分について

地域区分については農林水産省が定めた「農林統計に用いる農業地域類型の基準指標」を基に区分した。

農業地域区分	農林統計に用いる農業地域類型の基準指標	市町村の区域
平 坦 地 域	都 市 的 地 域 ・ 平地農業地域	宮崎市（旧田野町及び高岡町の区域を除く） 国富町 日南市（旧北郷町及び南郷町の区域を除く） 都城市（旧山之口町、高城町及び山田町の区域を除く）、 高鍋町 新富町 川南町 延岡市（旧北方町、北川町及び北浦町の区域を除く） 日向市（旧東郷町除く）
中 山 間 地 域	中間農業地域、 ・ 山間農業地域	宮崎市（旧田野町及び高岡町の区域） 綾町 日南市（旧北郷町及び南郷町の区域） 串間市 都城市（旧山之口町、高城町及び山田町の区域） 三股町 小林市 えびの市 高原町 西都市 西米良村 木城町 都農町 延岡市（旧北方町、北川町及び北浦町の区域） 日向市（旧東郷町の区域） 門川町 諸塚村 椎葉村 美郷町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町

（注）平坦地域であっても、土地条件や気象条件等により、機械の性能が十分発揮できない地域では、中山間地域の基準を適用する。

4 宮崎県の導入計画で対象とする特定高性能農業機械の種類と類別区分

種類 \ 類別		I	II	III	IV	備考
トラクター		30PS級 (25～34PS)	40、50PS級 (35～54PS)	60、70、80PS級 (55～84PS)	90PS級以上 (85PS～)	
乗用型田植機		4 ～ 5 条	6 条	8 条		植付条数
水田用の乗用型 多目的作業機		田植・防除・施肥兼用、 薬液吐出量：3 ㍓/分以上、 植付け条数：6 条以上、 有効散布幅：5 m以上				
動力噴霧 機	薬液吐出量	30㍓/分以上 55㍓/分未満	55㍓/分以上 100㍓/分未満	100㍓/分以上		ブームノズル 又は畦畔散布 ノズル
	有効散布幅	15m級未満	15m級以上	15m級以上		
スピード スプレー ヤー	薬液吐出量	20㍓/分以上 50㍓/分未満	50㍓/分以上 70㍓/分未満	70㍓/分以上		
	風量 (/分級)	—	500m ³ 以上	800m ³ 以上		
コンバイン	自脱・普通	自脱型	自脱型	自脱型	普通型	
	条 数	3 条	4 条	5 条以上	—	
	刃 幅	0. 8m以上 1. 2m未満	1. 2m以上 1. 6m未満	1. 6m以上	0. 8m以上	
フォーレ ージハー ベスター	刃 幅	1. 0m以上 1. 2m未満	1. 2m以上 1. 5m未満	1. 5m以上	2. 1m以上	
	装着等	直装、半直装 又はけん引式	直装、半直装 又はけん引式	直装、半直装 又はけん引式	自走式 (乗用型)	
いも類用の乗用型 収穫機		乗用・自走式 ・タンク容量：600kg以上				
野菜接ぎ木ロボット		半自動式 ・接ぎ木能率：700株/時級				
野菜用の乗用型 全自動移植機		乗用型全自動式 ・移植条数：2 条				
樹園地用の乗用型 多目的作業機		防除・運搬兼用 ・薬液吐出量：30㍓/分以上、運搬容量：100kg以上				
ダイコン用収穫機		自走式 ・収穫条数 1 条				
ネギ用収穫機		自走式 ・収穫条数 1 条				
野菜用の乗用型 多目的作業機		中耕・培土 : 条数 3 条以上 防除 : 薬液吐き出し量 1 5 ㍓/分以上 有効散布幅 : 8 m以上				
野菜用のほ場内乗 用型運搬作業車		ターンホーク式 積載量 500kg以上				

5 特定高性能農業機械の利用規模の下限

(1) 下限面積等の考え方

①購入又はリースの場合

購入又はリースにより導入する場合の利用規模の下限面積等は、効率的な利用が可能となる土地条件、作物栽培条件等での機械の作業能率から算出される作業可能面積等及び他産業並みの労賃、平均的な作業請負料金等から算出される経済的利用面積を総合的に検討して定めている。したがって、利用規模の下限は地域の諸条件の違いにより異なるものである。

$$(A) \text{ 作業可能面積} > \boxed{\text{利用規模の下限面積}} > (B) \text{ 経済的利用面積}$$

(A) 作業可能面積の算出法 (期間内に作業できる最大面積)

$$[\text{作業可能面積}] = \frac{[\text{作業可能日数}] \times [1 \text{ 日の作業時間}] \times [\text{実作業率}]}{[\text{作業能率 (時/ha)}]}$$

(B) 経済的利用面積の算出法 (作業請負料金又は雇用労賃と対比した利用規模)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{ha当たり作業請負料金} \\ \text{または} \\ \text{ha当たり雇用労賃} \end{array}} > \frac{[\text{機械の年間固定費}]}{[\text{経済的利用規模}]} + [\text{ha当たり変動費}]$$

↓

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{ha当たり} \\ \text{変動費} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{ha当たり機械} \\ \text{利用時間} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{時間当たり燃料費及び潤滑油費} \\ + \text{時間当たり労賃} \end{array}}$$

②レンタルの場合

レンタルによって導入する場合の利用規模の下限面積は、レンタル料金を適正に設定するためある程度の利用期間を確保する必要があるので、機械の1日当たりの作業可能面積を基準として定めることとする。

$$[1 \text{ 日当たり作業可能面積}] = \frac{[1 \text{ 日の作業時間}] \times [\text{実作業率}]}{[\text{作業能率 (時/ha)}]}$$

(2) 種類別利用規模の下限

(ア) トラクター

(単位：h a)

区 分	平坦地域				中山間地域		
	I	II	III	IV	I	II	III
水 田	6	9	1 2	—	5	8	1 1
畑・草地	7	1 0	1 4	2 0	6	9	1 2

- 注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田及び畑について、耕うん整地作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。なお、一年二作に利用する場合の利用規模は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。
2. 二以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの作業面積を確保すること。
3. 次の条件の場合は、類別の大きいトラクターの導入について検討すること。
- ① 特に高い動力を要する作業、又は重粘な土壌のほ場における利用
 - ② 8度以上の傾斜地における利用
 - ③ 気象的条件及び複合的作付条件等による作業時間の短い場合における利用
4. 各種作業機との適応性についても十分配慮する。

(イ) 乗用型田植機

(単位：ha)

地 域	平坦地域			中山間地域		
類 別	I	II	III	I	II	III
面 積	5	8	1 1	5	7	1 0

- 注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業の能率と経済性を基準として算出したものである。
2. 下限面積は一作業期の面積である。

(ウ) 水田用の乗用型多目的作業機

地 域	平坦地域
面 積	1 0 ha

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

(エ) 防除用動力散布機

(単位：ha)

	I	II	III	備 考
動力噴霧機	5	7	8	田・畑・草地
スピードスプレーヤー	3	5	7	果 樹 園

注 1. 動力噴霧機

利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田又は畑において畦畔散布ノズルを使用して行う作業の能率と経済性を基準として算出した面積（年間5回利用を想定）である。動力噴霧機による防除は、散布方法を畦畔散布ノズルを使用して行う作業を標準としたので、地目や作物によって、防除の条件や方法等には大差がないものとみて、田・畑・草地における能率や経済性は一括して取り扱った。

2. スピードスプレーヤー

利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、果樹園における作業の能率と経済性を基準として算出した一作業期の面積（年間10回利用を想定）である。

3. 防除の適期は極めて短期で、通常3日程度であるから、その範囲での防除作業である。

4. 農薬を使用する際は、農薬使用基準を遵守し、周辺ほ場の他作物へ農薬が飛散しないように注意すること。

(オ) コンバイン

(単位：ha)

区 分	平坦地域				中山間地域			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
水 稲	7	9	14	—	6	8	13	—
麦	8	11	16	—	7	10	15	—
大 豆	—	—	—	15	—	—	—	14
ソ バ	—	—	—	11	—	—	—	10

注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2. 2以上の作目に利用する場合は、それぞれの作物についての利用規模の下限に対する利用面積の比の値を合計したものが1以上であることが必要であるが、農業機械の低コスト化を推進するため、できる限り多くの面積を確保すること。

3. コンバインはすべてグレンタンク付きである。

(カ) フォーレンジハーベスター

(単位：ha)

地 域	平坦地域				中山間地域			
類 別	I	II	III	IV	I	II	III	IV
面 積	6	7	14	74	5	7	14	74

- 注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した。年間複数回刈り取る作目は延べ面積である。
2. 対象作物は畑地（水田転作を含む）の飼料作物（イタリアンライグラス・ソルゴー及びとうもろこし等）である。
3. 類別Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはトラクター直装・半直装又はトラクターけん引の場合で、自走式は含まない。
4. 条刈作業機を含む。類別Ⅰ・Ⅱでは1条刈、類別Ⅲでは2条刈（ロークロップアタッチメントは1～2条刈）。
5. 類別Ⅲには拾上げ幅1.3m以上のピックアップアタッチメントを含む。
6. 類別Ⅳは、刃幅2.1m以上で、自走式を含む。

(キ) いも類用の乗用型収穫機

(単位：ha)

地 域	全 域		
品 目	バレイショ	カンショ	サトイモ
面 積	7	9	4

- 注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。
2. 2以上の作目に利用する場合は、それぞれの作目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を進めるため、できる限り多くの作業面積を確保すること。

(ク) 野菜接ぎ木ロボット

(単位：株)

導 入 方 法	株 数	地 域
・植付けポット自動搬送装置を併用しない場合	106,000	全 域
・植付けポット自動搬送装置を併用した場合	159,000	

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、苗の接ぎ木作業の能率と経済性を基準として算出した年間株数である。

(ケ) 野菜用の乗用型全自動移植機

(単位：ha)

形 式	乗用型全自動移植機の大きさ	利用規模の下限	地 域
乗用型全自動式	移植条数 2 条	5	全 域

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、移植作業の能率と経済性を基準として算出した面積（年間3作利用を想定）である。

(コ) 樹園地用の乗用型多目的作業機

(単位：ha)

形 式	多目的作業機の大きさ	利用規模の下限	地 域
防除・運搬兼用	・薬液吐出量 30ℓ/分以上 ・運搬容量 100kg 以上	3	全 域

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。利用規模の下限値は、防除作業を年4回と想定したときの実面積である。

(サ) ダイコン用自走式収穫機 (単位：ha)

地 域	面 積
全 域	9

注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(シ) ネギ用自走式収穫機 (単位：ha)

地 域	面 積
全 域	3

注 1. 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(ス) 野菜用の乗用型多目的作業機

(単位：ha)

形 式	多目的作業機の大きさ	利用規模の下限	地 域
中耕・培土、防除 ・追肥兼用	・条 数 3条以上 ・葉液吐出量 15ℓ／分以上 ・有効散布幅 8 m以上	4	全 域

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。 利用規模の下限は、中耕2回、防除4回、追肥2回と想定したときの実面積である。

(セ) 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車

(単位：ha)

形 式	多目的作業機の大きさ	利用規模の下限	地 域
ターンホーク式	・積載量 500kg以上	6	全 域

注： 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

第3 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

1 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件

ア 利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること

- ① 購入又はリースにより導入する場合は、「第2-5-(2) 種類別利用規模の下限」に示す面積等を確保すること
- ② レンタルにより導入する場合には、特定高性能農業機械の種類別の大きさに応じて算出した1日当たりの作業可能面積等以上を確保すること

イ 特定高性能農業機械の操作技能を有する者がいること

特定高性能農業機械の操作技能を有する者とは、農業機械士又は農業機械士と同等の技能を有していると知事が認める者とする。

ウ 経営改善の達成が見込まれること

主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること

(ア) 主として農業に従事している者とは、15歳以上の農家世帯員のうち「農業のみに従事している者」及び「農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者」とする。

(イ) 労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善を達成する見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする農業者の経営改善目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定により認定された農業経営改善計画に即したものであること、あるいは、参考様式等により作成した経営改善目標が、同法第5条、第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等に即し、適切であると認められるものとする。

なお、補助事業等により特定高性能農業機械を導入する場合には、当該事業の事業計画作成によって経営改善の達成が見込まれるものとする。

【参考様式】経営改善目標

項 目		現 況 (年)	目 標 (年)
営農類型			
経営規模 (ha) ・ 自作地 ・ 借 地 ・ 受託等			
労働力 (人) ・ 自家労働力 ・ 雇用労働力			
作付面積 (ha)			
単 収 (kg/10a)			
10 a 当 た り 生 産 性	農業所得 (円)		
	費用合計 (円)		
	農機具費 (円)		
	労働力費 (円)		
	投下労働時間 (hr)		
機 械 装 備			

記載上の留意事項

1. 目標は原則として5年後とする。
2. 経営規模は、自作地、借地、受託等に区分して記入する。
3. 労働力は、自家労働力及び雇用労働力に区分して記入する。
4. 作付面積は、作目別に記入する。
5. 機械装備は、機械の機種ごとに、性能、台数、導入方法、利用形態（個人・共同）、新規導入又は既導入の区別を記入する。

2 ほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件

1) ほ場条件等

地 目	条件整備の基準									
水 田	(1) 土壌の硬さは、トラクターが走行可能な硬さがあること (片足のかかるとに全体重をかけた時の足跡が2～5 cm以内) (2) 区画の形状は、次のように整備されていることが望ましい。 <table><tr><td>類 別</td><td>長 辺</td><td>区画面積</td></tr><tr><td>I</td><td>5 0 m以上</td><td>2 0 a</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>1 0 0 m以上</td><td>3 0 a</td></tr></table>	類 別	長 辺	区画面積	I	5 0 m以上	2 0 a	Ⅱ	1 0 0 m以上	3 0 a
類 別	長 辺	区画面積								
I	5 0 m以上	2 0 a								
Ⅱ	1 0 0 m以上	3 0 a								
畑	(1) 区画の形状は、原則として長方形で、その大きさは長辺が100～200mが望ましい。 (2) 傾斜地は区画の長辺が等高線に沿っていること及び作業は等高線沿いの作業と最大傾斜の作業が行われる場合は、傾斜度は、10度程度とすることが望ましい。等高線畦立て栽培では6度程度が限界である。									
樹園地	(1) 区画の形状及び大きさは、防除作業の効果的な実施等に留意し定められていること。 (2) 8度以上の斜面にあっては、樹列間に園内耕作道が階段状に設置され、樹木は斜面に栽培されていること。 (3) 8度以下の斜面では、園内耕作道に代えて樹列間に2 m以上の空間があること。									
牧草地	(1) 区画の形状及び大きさは、草地は波状地が多いので、機械の耐傾斜性を考慮して区画を設定することが望ましい。 (2) 草地の傾斜は安全保守の点から、おおむね12度以下であることが望ましい。 (3) 湿地牧野等の改良草地は、排水工事が実施されていること。									
共 通	(1) ほ場の団地化 一連の作業が円滑に行える形で実作業率を高めるよう、農地が面的に集積されてること。ほ場の団地は、トラクター1日の作業可能面積に達していることが望ましい。 (2) ほ場（田を除く）の均平化及び障害物の除去 道路よりほ場への進入部分及びほ場内に深さ2 0 cm以上の溝がないこと。下草刈り、施肥等の作業精度を低下させないためほ場の均平化に留意するとともに、作業の障害となる礫、根株、雑かん木類が除去されていること。 また、かん水施設、隔障物等が機械作業に支障とならないこと。 (3) 農道等 トラクターは単体だけでなく、作業機(トレーラー)を装置又はけん引した場合においても、その走行に支障がないよう路面、幅員、交差部の隅切り、橋、ほ場進入路が整備されていること。 ○田・畑共通 ① 類別有効幅員は以下のとおり。 I：2. 5 m以上、Ⅱ・Ⅲ：3. 0 m以上、Ⅳ：4. 0 m以上 なお、畑で農道を枕地として利用する場合には、幅員が3. 5 mであること ② 幅員が3 m以下である農道が交差する場合には、一辺2 m程度の隅切りが行われていること ③ 橋りょうはトラクターの重量に耐えられるものであるとともに、その幅員は道路の幅員と等しく、その欄干はできるだけ低いこと ○田 ① 田面からの高さは、3 0 cm程度 ② ほ場進入路として、田面からの高さが3 0 cm以上で、ほ場との間に水路がある場合には幅が4 m、勾配が1 2 度以下である進入路が設けられていること ○畑 土道でのこう配は、8～10度以下であること。曲率半径は、6 m以上であること									

2) 栽培管理条件

	作 目	栽培条件整備の基準
水田 普通畑 草地	作物共通	(1)機械の年間稼働時間を増大させるとともに作業効率を高めるため、集団的な栽培の体制が整っていること。 (2)作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が計画的に行なわれていること。
	水 稲	(1)集団（ほ区）の内が区分されている場合には、1 耕区（区分）が同一の水系に属するか又は同一の水利慣行が行われていること。 (2)植付け苗の条件（葉令、草丈等）が機械植に適していること。 (3)栽植密度は、当該水田における目標収量、品種、地力、苗の種類、作期、施肥法等が田植機の仕様及び自脱型コンバインのデバイダー幅に適合するように設定すること。 (4)移植の適期幅の拡大が図られるよう品種及び作期の組み合わせが考慮されていること。 (5)病害虫の防除時期が著しく異ならないよう区画のまとまりごとに作物の種類と耕種法がそろえられていることが望ましい。 (6)耐倒伏性が強く、登熟が斉一で穂揃いの良い品種を選ぶこと。また、同一品種のものが1日の収穫面積程度に集団的に栽培されていることが望ましい。
	麦	(1)高水分麦の収穫は、品質の劣化及び乾燥調製作業の効率を低下させるので、早刈りは避けると共に乾燥機の能力に合わせて収穫し、収穫後は遅滞なく乾燥すること。
	飼料作物 (牧 草)	(1)牧草播種時や更新時における碎土、整地等が十分に行われ、ほ場の均平化が図られているとともに、トラクターの車輪跡が残らない程度に鎮圧されていること。 (2)収穫時期が競合しないよう草種、品種を選定し、収穫期間が長期となるような作付計画がたてられていること。
	飼料用青刈りとうもろこし・ソルガム類	(1)飼料用青刈りとうもろこしの畦幅は、ロークロップ用の機械幅に合わせており、各畦幅が斉一であること。 (2)耐倒伏性の強い品種が選定されていること。 (3)損失を防止するため、培土はできるだけ避け平畦栽培とすること。また、ロークロップ用のものを使用する場合は、収穫時の障害とならないよう、雑草が除去されていることが望ましい。
	露地野菜等	(1)区画ごとに作物の種類と耕種法がそろえられていることが望ましい。 なお、ブームスプレーを使用する場合は条間（畦間）が斉一であること。
樹園地	果 樹 茶 花木等	(1)規則正しく栽植され、樹形がおおむね統一されていること。 (2)木立仕立園の場合は、散布作業が容易かつ安全に行えらるとともに、農薬の散布効果があがるようその樹形が整えられていること。 (3)棚作りの果樹園の場合は、棚の高さが成熟時の果実の垂下の程度を予定して散布作業に支障のないよう整備されているとともに、支柱、控線等が散布作業の著しい障害とならないよう整備されていること。 (4)通路は各列に設けること。 (5)樹木の樹高は3 m程度であること。
施設内	やさい 花木等	(1)年間稼働時間を増大させるとともに作業効率を高めるため、作付けが計画的に行われること。 (2)深耕、天地返し等の土壌改良、土づくり作業はローテーションを考慮して計画的に行われること。

3) 関連機械施設条件

関連機械施設名	関 連 機 械 施 設 条 件 整 備 の 基 準																		
日常整備用工具類及び必要部品	トラクター（作業機を含む。）及びその他高性能農業機械の日常整備に必要な部品及び工具等が準備されていること。																		
格 納 施 設	(1)施設の床面積は、トラクター等本機、作業機及び装備品（以下「トラクター等」という。）の格納所要床面積に、トラクターと作業機及び装備品の交換、脱着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入口の位置等に応じた道路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。 (2)施設の出入口は、その高さがトラクター等の高さに応じたものであること。 (3)機種別格納所要床面積は別表1を参考にすること。																		
格 納 施 設 の 附 帯 施 設	(1)工具置場、洗車施設、ホイスト及び必要に応じトレンチャー、コンバイン、田植機等の運搬車等が併置されていることが望ましい。 (2)農薬及び農薬調合用資材等の倉庫、農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されていること。 (3)シャワー室が併置されていることが望ましい。 (参考) 補助事業により格納施設を設置する場合に施設の床面積の算定の基礎となるトラクター等は次のものとする。 ○事業実施計画に組みこまれたものであって ① 補助事業(当該補助事業以外の補助事業を含む)で導入するもの ② 近代化資金の制度資金により導入するもの																		
水稻育苗施設	(1)苗 運 搬 苗を効率的かつ安全に運搬するための運搬車及び運搬用具（苗棚等）が田植機の能率に合わせて準備されること。 (2)育苗施設又は苗床 ア 移植時期及び田植機の植付能率に適応する苗の必要量が円滑に供給されるため、次の表等を参考にして適性な規模の育苗施設又は苗床が設置され計画的な育苗がなされること。 <table><tr><td>苗の種類</td><td>10a当たり所要箱（冊）数</td><td>10a当たり所要育苗床面積</td><td>播 種 量 （箱（冊）当たり）</td><td>育 苗 量 （箱（冊）当たり）</td><td>育苗期間</td></tr><tr><td>稚苗</td><td>15～20箱</td><td>6㎡程度</td><td>乾籾 150g程度</td><td>床土 4ℓ 覆土 1ℓ</td><td>15～20日</td></tr><tr><td>中苗</td><td>25～45箱 （冊）</td><td>12㎡程度 （枠の場合） 15㎡程度</td><td>乾籾 90g程度</td><td>床土 4ℓ 覆土 1ℓ</td><td>30～45日</td></tr></table> (注) 10a当たり所要箱数及び10a当たり所要育苗面積は、栽植密度により異なり、おおよその目安を示すものである。 10a当たり所要育苗面積は、平床状態での苗床面積と通路との合計面積であり、苗床利用率を50%として算出したものである。	苗の種類	10a当たり所要箱（冊）数	10a当たり所要育苗床面積	播 種 量 （箱（冊）当たり）	育 苗 量 （箱（冊）当たり）	育苗期間	稚苗	15～20箱	6㎡程度	乾籾 150g程度	床土 4ℓ 覆土 1ℓ	15～20日	中苗	25～45箱 （冊）	12㎡程度 （枠の場合） 15㎡程度	乾籾 90g程度	床土 4ℓ 覆土 1ℓ	30～45日
苗の種類	10a当たり所要箱（冊）数	10a当たり所要育苗床面積	播 種 量 （箱（冊）当たり）	育 苗 量 （箱（冊）当たり）	育苗期間														
稚苗	15～20箱	6㎡程度	乾籾 150g程度	床土 4ℓ 覆土 1ℓ	15～20日														
中苗	25～45箱 （冊）	12㎡程度 （枠の場合） 15㎡程度	乾籾 90g程度	床土 4ℓ 覆土 1ℓ	30～45日														

関連機械施設名	関 連 機 械 施 設 条 件 整 備 の 基 準												
乾 燥 施 設	(1) コンバインの収穫量に見合った適性の規模の乾燥機及び乾燥施設が設置されていること。これらの処理能力は次の表を参考にするほか所定の計算式により試算すること。												
	○コンバイン1台に対応する乾燥機の1日当たり計画処理能力												
	<table><tr><th>コンバイン の 類 別</th><th>粉 (穀粒水分24%の場合)</th><th>麦 類 (穀粒水分30%の場合)</th></tr><tr><td>I</td><td>4.7 ton</td><td>4.1 ton</td></tr><tr><td>II</td><td>7.1</td><td>5.9</td></tr><tr><td>III</td><td>7.1</td><td>10.1</td></tr></table>	コンバイン の 類 別	粉 (穀粒水分24%の場合)	麦 類 (穀粒水分30%の場合)	I	4.7 ton	4.1 ton	II	7.1	5.9	III	7.1	10.1
	コンバイン の 類 別	粉 (穀粒水分24%の場合)	麦 類 (穀粒水分30%の場合)										
	I	4.7 ton	4.1 ton										
	II	7.1	5.9										
	III	7.1	10.1										
	(注1 ビール大麦を除く。												
	2 数値は、可能性の多い穀粒水分として粉24%、麦類30%として算出したもので、正確にはその地区の収穫時の穀粒水分を調査して下式により求める必要がある。												
	$Q = Q' \times \frac{100 - [M_0 \text{ 表中の穀粒水分 (粉24\%、麦30\%) }]}{100 - [M \text{ 収穫時の穀粒水分}]}$												
ただし、													
Q : コンバイン1台に対応する乾燥機の1日当たり計算処理能力 (ton/日)													
Q' : 表 中 の 数 値 (ton/日)													
(2) コンバインによる収穫物を処理する乾燥施設には、夾雑物が多い場合それを除去するための選別機が設置されていること。													
(3) 同一の乾燥機及び乾燥施設で異種穀粒を乾燥する場合には、休閑期に十分清掃し、異種穀粒が混入することのないよう留意すること。													
(4) 高水分麦を荷受けした場合は、品質保持の観点からできる限り速やかに乾燥機で乾燥すること。やむをえず一時貯留する場合は通風貯留するなどムレ対策をすること。													
(5) 乾燥施設にあっては、搬入される収穫物の荷受け調整用として、品質劣化の防止に必要な通気設備を有する施設が設置されていることが望ましい。													
(6) 乾燥機及び乾燥施設には塵埃を除去しうる集排塵装置が設置されていることが望ましい。													
(7) 騒音はその環境に応じて一定の限界以下におさえること。火災に対する安全装置や、運転者に対する人身事故防止に十分注意を払うこと。													
また、乾燥機の熱風温度、穀粒水分等の測定機器が準備されていること。													

関連機械施設名	関 連 機 械 施 設 条 件 整 備 の 基 準										
運 搬 車 又 は 運 搬 用 具	収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう運搬車又は運搬用具がコンバインの能力にあわせて準備されること。										
園 芸 施 設	施設内への出入り及び施設内の回行に支障のない間口及び軒高となることが望ましい。										
給水施設及び 給 水 車	タンク容量、薬液吐出量等に見合った能力をもち、かつ、作業に便利な位置にある農薬混合槽及び給水施設（水道、水槽等）が準備されているか、又は適切な能力をもつ給水車が準備されていること。 <table><tr><th>機 種</th><th>給 水 施 設</th><th>給水車</th></tr><tr><td>動力噴霧機</td><td rowspan="2">その水源の水量は8時間以内に防除械のタンク20杯以上の量であり、その給水能力は5分以内に防除機械のタンクを一杯にすることができるものであること</td><td></td></tr><tr><td>スピードスプレーヤー</td><td>1,000～ 2,000 ℓ</td></tr></table> (注) 1 表の数値は、おおよその目安を示すものである。 2 給水車のタンク容量は、動力噴霧機及びスピードスプレーヤーのほ場作業効率を0.6、実作業率を0.8としておおむね1時間の連続作業が可能なものとして算出したものである。			機 種	給 水 施 設	給水車	動力噴霧機	その水源の水量は8時間以内に防除械のタンク20杯以上の量であり、その給水能力は5分以内に防除機械のタンクを一杯にすることができるものであること		スピードスプレーヤー	1,000～ 2,000 ℓ
機 種	給 水 施 設	給水車									
動力噴霧機	その水源の水量は8時間以内に防除械のタンク20杯以上の量であり、その給水能力は5分以内に防除機械のタンクを一杯にすることができるものであること										
スピードスプレーヤー		1,000～ 2,000 ℓ									
ハーベスター 関 連 施 設	(1) 収穫作業を円滑に実施できるよう前処理用の機械及び運搬車がハーベスターの能力に合わせて準備されていること。 (2) 貯蔵施設側に荷受体制が整備されていること。										
野 菜 接 ぎ 木 ロ ボ ッ ト 関 連 施 設	(1) 野菜接ぎ木ロボット及び植付けポット自動搬送装置等関連機械施設が能率的な作業が行えるように配置されていること。 (2) 馴化施設が作物に見合った性能を有すること。										
樹 園 地 多目的作業機 関 連 施 設	(1) トラクターの項に準じて整備されているほか、農薬及び農薬調合資材の倉庫、農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されていること。 (2) 付帯施設としてシャワー室が併設されていることが望ましい。 (3) タンク容量、薬液吐出量等に見合った能力をもち、かつ作業に便利な位置にある農薬混合槽及び給水施設（水道、水槽等）が準備されているか、又は適切な能力をもつ給水車が準備されていること。										
堆 肥 散 布 関 連 施 設	堆肥の積込作業が円滑に実施できるよう、フロントローダー、運搬車等が堆肥散布機の能力にあわせて準備されていることが望ましい。										

(別表1)

主要農業機械の格納所要面積

機 種	所要床面積	機 種	所要床面積
トラクター (30 PS級)	10.6m ²	田 植 機 (乗用型6条)	13.0m ²
トラクター (50 PS級)	13.0	動力噴霧機 (200~500ℓ)	5.0
トラクター (80 PS級)	15.3	動力散粉機 (90~120ℓ)	2.8
ボトムプラウ (14~16'×1)	3.1	スピードスプレーヤー (600ℓ)	11.7
ボトムプラウ (14~16'×2)	4.4	自脱型コンバイン (4~5条)	15.0
ボトムプラウ (16'×3)	7.3	普通型コンバイン (4.6m)	22.5
ロータリー (1.5m)	4.6	フォレージハーベスター (1.3~1.5m)	13.6
ロータリー (1.8m)	5.3	フォレージハーベスター (自走式)	26.8
ディスクハロー (16'×16')	5.2	テッダーレーキ (シリンダー)	9.2
ツースハロー (30本×3)	10.4	ヘイバーラー (タイト)	20.4
サブソイラー (1本爪)	2.1	ファームワゴン (2t)	18.1
代かき機 (2.0~2.5m)	5.6	ポテトハーベスター (1条)	19.0
代かき機 (2.6~3.3m)	6.9	ビートハーベスター (1条)	20.1
カルチパッカー (2.4m)	10.9	ビーンハーベスター (2条)	10.5
ローラー (2.5m)	8.8	トレーラー (1t)	12.6
マニユアスプレッダー (1.5t)	11.9	トレーラー (2t)	16.1
マニユアスプレッダー (3t)	15.1	(注)トラクター及び作業機の全長、全幅をもとに、機械の間隔(トラクターその他大型機械は長さ2m、幅0.6m及び作業機は長さ1m、幅0.3m)を考慮して算出し、同じ機種でも銘柄によって異なるのでおよその数値であることを留意する必要がある。	
ライムソワー (320ℓ)	10.6		
ブロードキャスター (150~400ℓ)	2.8		
ドリルシーダー (13条)	11.4		
乗用型多目的作業機	8.0		
田 植 機 (歩行型6条)	8.2		

5) 組織的利用条件

主な利用形態	組織的利用条件整備の基準
○農家集団（法人化前の集落営農組織を含む）による共同利用	共同利用を行う農家集団にあっては、農業機械の共同利用を主たる目的とし、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積等が確保され、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいる集団であって、特定高性能農業機械の利用の合理化により個別農家の経営改善が見込まれること。 (1) 対象地目、機械の種類及び類別区分に対応する利用規模の下限以上の員内利用面積が確保されていること。 (2) 集団又はその構成農家が既に所有している機械を含めた全体的な有効利用についての調整があらかじめ集団によって行われていること。 (3) 機械作業従業者及び組織作業に必要な補助労働力が確保されていること。 (4) 防除用動力散布機にあっては、防除作業計画についてあらかじめ集団により調整されていること。 (5) ハーブスターにあっては収穫作業計画についてあらかじめ集団により調整されていること。 (6) 組織の行う作業計画と農協等組織以外の関係機関のライスセンター等施設運営計画との調整があらかじめされていること。
○農業サービス事業体による農作業受託	農作業の受託を主に行う農業サービス事業体（個別事業体、農作業受託組織、J A出資型農業法人、コントラクター組織等）にあっては、特定高性能農業機械の大きさに対応した利用規模以上の作業面積等の確保や、特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者の確保等により、農作業を委託する農業者の経営改善が見込まれること。 なお、農業機械の管理運営等を直接行う農業等事業体（農業機械銀行）にあっては、受託者の受託面積の拡大及び受託者の資質向上に配慮すること。 (1) 対象地目、機械の種類及び類別区分に対応する利用規模の下限以上の面積が受託利用面積として確保されるよう委託志向農家の委託面積の把握があらかじめなされていること。 (2) 受託利用面積に対応する機械作業従事者及び組作業等に必要な補助労働力が受託集団によって確保されていること。 (3) 受託集団の機械作業従事者等構成員の資質向上について機械操作技能研修等の計画があらかじめ配慮されていること。 (4) 農業機械銀行方式によるものにあっては、農作業受委託の仲介あっせん業務等を行う推進体制が整備されていること。 (5) 水稻作及び麦作にあっては、原則として耕起から収穫・調整まで一貫した受託作業体制が整備されていること。

第4 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

1 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

農業機械作業従事者に対し必要な研修、講習等を行うことにより特定高性能農業機械の利用技能の向上を図る。

(1) 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施

農業情勢の変化、農業機械化の進展等に即し、農業者に対する新技術の習得、技術の向上等の適切な研修を計画的に実施するとともに、研修の内容によっては、民間企業、農業団体等研修機関施設との連携・分担に努める。

高性能農業機械利用技能者の養成については、農業後継者（農業大学校生等を含む。）及び農業者を対象に県立農業大学校で農業機械士養成研修を実施する。

○農業機械作業従事者研修計画

研修の種類	平成23年度 までの研修 修了者の数	研 修 計 画				平成27年度 までの研修 終了者の数
		24年度	25年度	26年度	27年度	
農業機械士養成	8,894	60	60	60	60	9,134

(2) 技能認定を受けたオペレーターの活用

農業機械化の推進に当たっては、(1)の研修終了者や、特定高性能農業機械等の利用技能を有すると認められた農業機械士等を地域農業の担い手として、特に農業機械の共同利用を推進する場合には、その管理者等として位置づける等その技能を活用し、農業機械・施設等の効率的な利用管理により、農業経営における農業機械経費の低減を進めるとともに、これらの者を農業機械利用集団へ配置し、農業機械の効率的利活用により、生産性の向上と農作業安全の推進に努める。

○農業機械士の認定計画

農業機械士の 区 分	平成23年度 までの認定 者数	認 定 計 画				平成27年度 までの認定 者数
		24年度	25年度	26年度	27年度	
農業機械士	8,894	60	60	60	60	9,134

(注) 技能認定に当たっては、「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて」（平成20年8月7日付け20生産第2358号生産局長、経営局長、農村振興局長通知）別紙7に準ずるものとする。

(3) 県・市町村等における指導体制の整備

県は、営農支援課を中心として県立農業大学校、西白杵支庁・各農林振興局（各農業改良普及センター）と連携を保ちながら農業機械の適正な導入及び利用について指導する。特に西白杵支庁・各農林振興局（各農業改良普及センター）においては、専門技術に関する研修等を通じて普及指導員の指導能力強化に努め、技能者の技術水準向上と農作業安全に資する。

市町村においては、地域の実情に即した農業の機械化を図るとともに、農作業安全、農業機械作業環境の改善等、農業機械の効率的かつ安全利用を推進する。

2 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

近年、生産性の向上及び地域農業推進のため、農業機械の果す役割は一段と高まる傾向にあるが、農畜産物の生産調整を要する需給の現状から、地域の特性や諸条件に適合した作目の導入と、低コスト農業を促す効率的な農業機械の利用を図る必要がある。

このため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、生産コストの縮減の観点から、次の点に留意するものとする。

- (1) 農業機械の省エネルギー利用の推進に当たっては、農業機械の燃料消費量の低減のための適正な点検整備及び作業方法を示した「農業機械の省エネ利用マニュアル」（平成21年3月、農林水産省生産局編）を参考にすること。
- (2) 担い手の規模拡大等に当たっては、ほ場間の移動時間短縮により、ほ場内の作業時間が確保され、機械の効率的利用ができるよう、ほ場のまとまりに留意すること。
- (3) 農業機械の稼働日数の拡大及び作業分散を図るため、「品目別生産コスト縮減戦略」等を参考にしながら、作物及び品種の組合せや作期分散技術を導入に留意するものとする。
- (4) 農業機械を共同で利用する場合は、「第3－2－5）組織的利用条件」に留意し、効率的な機械利用体系の構築を図る。

第5 農作業の安全性の確保に関する事項

農作業における機械利用が一般化する一方で、女性や高齢者が農業機械による作業を行う機会が多くなっている。こうした中、特に高齢者による農作業事故の増加が顕著となっている実態等を踏まえ、次の取組により効果的な農作業安全対策の推進を図る。

(1) 形式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理

農業機械の導入に当たっては、乗用型トラクターの安全キャブ・フレームをはじめとして、事故の防止や事故時の被害軽減に大きな効果のある安全装置等が装備された型式検査合格機や、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センターにおいて安全である旨の鑑定が行われた安全鑑定適合機から選択されるように指導する。

また、安全性能に優れた機械であっても、日常の点検整備や管理が不十分な場合には思わぬ不具合が発生し、そのことが事故につながることもあることから、日常的な点検に加えて、農業機械の整備等に一定の技術を有する者等による定期的な整備の実施等、適切な管理の励行を図るものとする。

(2) 地域の実情に応じた農作業安全管理体制の整備

事故防止のためには、農業者自身が高い安全意識を持って作業に当たることが不可欠であることから、地域の農作業の特徴や事故発生の実態を踏まえた農作業安全の安全指導・啓発のための取組を行うとともに、こうした取組が効果的に行えるよう農業機械の流通・利用等に係る関係機関等との連携強化に向けた体制の整備を図るものとする。

○農作業安全運動月間の設定

宮崎県の農作業安全運動月間を春（3月から5月）と秋（9月から10月）に設定し、以下に掲げる活動を行う。

- (ア) 農作業安全ポスター、チラシ等による啓発
- (イ) 広報車等による啓発
- (ウ) 懸垂幕による啓発

(3) 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築

農業機械による事故は、機械、作業員、作業環境の3つの要因が相まって発生するものとされている。このため、ヒヤリ・ハット情報の収集等により危険箇所を適切に把握し、地域内の農道、ほ場等における危険箇所の改善・整備に努めることとする。

また、労働負荷が軽減された働きやすい作業環境の整備が事故の未然防止につながることから、安全で快適な農作業現場の構築に向けて、GAPの導入による点検等の取組を強化するものとする。

(4) 女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発

女性や高齢者による農業機械による作業が増加する実態を踏まえ、特に高齢農業者では、加齢による心身機能（視力、聴力、判断力等）の低下等を原因とする事故の発生が多くなっており、今後、定年帰農者の増加等によりさらなる高齢化の進展が見込まれることから、高齢者の安全意識啓発に向けた取組の充実・強化を図るものとする。

○ 農作業安全講習会の開催

市町村、農業団体等の技術員及び農業機械士と連携し開催する。特に高齢者、女性等の階層別講習会を強化する。特に近年は、農用トラック、トラクター等の農道及び一般道路での交通事故が多発しているため、道路交通法等の法令講習を実施する。なお、開催に当たっては、警察署、地元交通安全協会、関係農業団体等の協力を得る。

(5) 道路交通及び雇用労働力の保護に関する関係法令等の周知徹底

経営面積の拡大等により、乗用型農業機械による道路走行の機会が多くなり、農業機械が関連する交通事故が増えていることから、道路交通の安全性等を目的とする道路運送車両法、道路交通法等の周知及びその順守を徹底する。

また、農業経営における法人化の進展等に伴い、雇用労働者の割合が増加していることから、雇用労働者の安全確保等を義務づけた労働安全衛生法等関係法令の周知・徹底による雇用労働者の農作業事故防止や保険制度の促進等を図るものとする。

○ 労働災害補償保険の加入促進

(ア) 労災保険制度の研修会開催

(イ) 労災保険特別加入制度の啓発

(6) 農作業事故の発生実態及びその原因の把握並びにこれらの情報の効果的な活用

取組の効率的な実施のためには、農作業事故の発生実態や原因を迅速かつ正確に把握することが不可欠であることから、様々な情報源を活用して、詳細な事故情報の収集・分析に努めるとともに、それらの情報の効果的な発信により、農業者の安全意識の啓発等に活用するものとする。

(7) 実施指導体制

営農支援課を中心として、西臼杵支庁・各農林振興局（各農業改良普及センター）、交通安全協会、市町村、農業団体等の連携により、地域の実態に即し徹底した農作業安全意識の啓発とともに、農作業安全講習会・研修会等による農作業事故防止の効果的な運用を図るため、地域ぐるみでの農作業安全活動を自立的で継続的に実践する「農作業安全推進協議会」の設立等体制整備を促進する。

第6 その他高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

1 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設備

平成23年度までの施設認定数			平成27年度までの施設認定数		
大 型	中 型	小 型	大 型	中 型	小 型
17	57	29	17	59	25

(注) 整備施設の分類(大型、中型、小型)は、農業機械整備施設設置基準について(一部改正平成9年8月19日付け9農産第5613号農林水産事務次官依命通達)による。

○整備施設の分類

分 類	名 称	内 容
小 型 施 設	小型機械 整備施設	小型機械の整備を主に行い、かつ、中・大型機械の分解を伴わない定期点検整備が可能な施設。現車整備及び分解品整備に必要な面積は、おおむね75平方メートルとする。
中 型 施 設	中型機械 整備施設	中型機械の整備を主に行う施設。現車整備及び分解品整備に必要な面積は、おおむね150平方メートルとする。
大 型 施 設	大型機械 整備施設	大型機械の整備を主に行い、かつ、中古農業機械の再生整備及び機能確認が可能な施設。現車整備及び分解品整備に必要な面積は、おおむね300平方メートルとする。

- 注1. 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧器(可搬型)、動力散布機(背負型)等の農業機械をいう。
2. 中型機械とは、乗用型トラクター(40PS未満)及びその作業機、乗用型田植機(5条植え以下)、コンバイン(3条刈り以下)、スピードスプレーヤー(薬液吐出量50ℓ/分未満)等の農業機械をいう。
3. 大型機械とは、乗用型トラクター(40PS以上)及びその作業機、乗用型田植機(6条植え以上)、コンバイン(4条刈り以上)、スピードスプレーヤー(薬液吐出量50ℓ/分以上)等の農業機械をいう。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

農作業機械費の低減や作業中の故障等における経営リスクの低減を図るため、補償部品の迅速かつ長期にわたる供給、整備体制の充実による農業機械の使用年数の長期化及び農業機械の高性能化・大型化に対応した修理施設の整備について、認定制度等を通じて推進を図る。

2 特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

(単位：ha)

機 械 名			平坦	中山間	備 考
共通作業	乗用型トラクター	～15PS ～24PS	2 4	2 4	
	深耕ロータリー	1.0 m 2.0 m	2 3	2 3	
	サブソイラー	1 条 2 条	8 15	7 14	
	ドライブディスクプラウ	1.4 m 2.0 m	2 4	2 4	
	ボトムプラウ	14 型 16 型	1 2	1 2	
	水田ハロー	2.0 m 3.0 m	2 3	2 3	
	バキュームカー	1.0 t 2.0 t	2 6	2 5	
	ライムソワー	巾1.5 m 3.0 m	2 3	2 3	
	ブロードキャスター	300 ㍔ 600 ㍔	3 6	3 5	
	マニユアスプレッター	1.0 t 2.0 t	3 5	3 5	
	土壌消毒機		5	4	
	ファームワゴン	2.0 t	5	5	
	マルチャー		2	2	
水稲・普通作	あぜぬり機	ドラム外形630mm	4	3	
	直播播種機	6 条	12	9	
	うね立て同時播種機	2 条畝立	3	3	大豆等
	産業用無人ヘリコプター		64	56	防除
	穀物乾燥機循環式	2.4 t 4.0 t	4 7	4 6	

機 械 名			平坦	中山間	備 考
野菜	ハウレンソウ収穫機	乗用型	28	20	
	ニンジン用収穫機	1 条	5	4	
	ごぼう掘取機		4	3	
	甘しょつる刈機	1 畦用	1	1	
	甘しょ掘取機	乗トラ	2	2	
	甘しょハーベスター		4	4	
茶	茶管理機 ・ 中刈機・深耕 ・ 堆肥散布・肥料散布	・ 中刈機・深耕 ・ 堆肥散布 ・ 肥料散布	6	5	
	茶防除機	500 ㍓	5	4	
	茶摘採機	乗用 1 条	5	4	
飼料作物等	コーンプランタ	2 条 4 条	3 5	3 5	
	コーンハーベスター	1 畦	7	6	
	ロータリーモアー	1.2 m 1.6 m	2 4	2 3	
	ヘイテッダ	2.5 m 4.0 m	2 3	2 3	ロータリ
	モアーコンディショナー		6	5	
	ヘイレーキ	1.5 m 2.1 m	3 4	3 4	ベルト式タイン
	ヘイベーラ	30 P S 級 60 P S 級	6 10	5 8	タイト型
	ラウンドベーラ	50 P S 級	8	7	けん引型
	細断型ロールペーラー	85×85cm	15	12	
	ベールラッパー	自走式	10	9	
	細断型ホーローフ 収穫機	5条 100×85cm	22	18	飼料用稲

〔 付 表 〕

1 農家戸数等の推移

区 分		基準又は単位	平7	平12	平17	平22
農 業 構 造	農 家 戸 数	戸	61,866	56,195	50,735	45,804
	主業農家戸数	戸	20,246	15,366	12,588	10,620
	主業農家率	%	32.7	27.3	24.8	
	販売農家数	戸	48,054	42,006	35,245	30,958
	農家人口	人	193,938	166,005	130,455	105,450
	農業就業人口	人	86,210	77,916	66,245	57,076
	基幹的農業従事者数 (16歳以上)	男 女 計	33,694 32,804 66,498	29,295 27,337 56,632	28,723 26,072 54,795	26,912 22,286 49,198
耕 地	耕地面積	ha	74,200	71,700	70,200	69,000
	田	ha	39,900	38,900	38,100	37,400
	普通畑	ha	27,200	26,400	25,900	25,500
	樹園地	ha	5,810	5,250	5,040	4,960
	牧草地	ha	1,300	1,210	1,190	1,160
農業産出額		億円	3,466	3,128	3,206	3,073
農 家 経 済	農家所得	千円	5,976.5	4,595.4	3,577.0	2,171.0
	農業所得	千円	2,076.8	1,705.5	2,288.0	1,625.0
	農外所得	千円	3,899.7	2,889.9	1,289.0	546.0

資料：農林業センサス、地域農業推進課調べ。

2 主要農業機械普及台数（平成22年）

市町村名	乗用型トラクター		動力田植機		コンバイン	
	農 家 数	台 数	農 家 数	台 数	農 家 数	台 数
宮崎県	16,148	16,358	26,777	37,511	10,324	10,502
宮崎市	2,672	2,696	3,762	5,147	2,335	2,364
都城市	2,229	2,255	4,409	6,385	896	914
延岡市	1,183	1,198	1,591	1,691	927	938
日南市	629	636	991	1,119	452	463
小林市	750	757	2,370	3,803	353	364
日向市	640	646	861	922	481	483
串間市	709	714	1,028	1,791	450	459
西都市	1,105	1,118	1,652	2,558	915	935
えびの市	993	1,014	1,703	2,485	606	626
三股町	330	336	574	822	153	158
高原町	258	262	749	1,150	126	126
国富町	688	698	1,016	1,448	537	546
綾町	79	79	282	340	49	49
高鍋町	217	219	362	636	162	163
新富町	487	494	714	1,211	407	413
西米良村	67	70	59	60	28	28
木城町	176	176	296	444	116	121
川南町	314	321	756	1,383	194	198
都農町	236	238	540	838	110	113
門川町	214	215	261	263	222	222
諸塚村	59	60	96	99	24	24
椎葉村	223	226	206	212	74	75
美郷町	383	389	609	641	173	176
高千穂町	841	855	1,061	1,193	330	336
日之影町	386	394	444	461	100	101
五ヶ瀬町	280	292	385	409	104	107

資料：農林水産省「農林業センサス」

3 作業可能日数

(1) 地域別農作業可能日数率

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
中部	80%	74%	64%	64%	65%	48%	65%	57%	58%	73%	77%	83%
南那珂	78%	73%	58%	62%	63%	46%	61%	55%	59%	73%	75%	81%
北諸県	78%	73%	61%	64%	65%	49%	60%	60%	61%	76%	78%	83%
西諸県	70%	66%	56%	60%	63%	45%	51%	53%	58%	74%	73%	74%
児湯	79%	74%	61%	62%	63%	47%	60%	57%	60%	75%	77%	83%
東臼杵	80%	75%	64%	64%	64%	50%	60%	57%	59%	75%	79%	84%
西臼杵	70%	67%	57%	61%	64%	49%	54%	54%	60%	74%	74%	75%

注) 上記出所: 気象庁ホームページより1981年～2010年の過去30年間の平年値(観測点により8, 11, 24年間)
作業可能日数は1mm以上の降雨があった日数より算出

(2) 地域別作業可能日数率

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平坦地地域	80%	75%	63%	64%	64%	49%	64%	58%	60%	75%	78%	84%
中山間地域	75%	70%	59%	62%	63%	47%	56%	54%	58%	74%	76%	79%

(3) 水田代かき作業等の作業可能日数率係数

水田の耕起、代かき、均平作業等では10mm以下程度の降雨であれば作業上あまり支障がないと考えられるので以下の係数を乗じた可能日数率としてよい。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
係数	1.21	1.23	1.34	1.29	1.26	1.42	1.31	1.38	1.34	1.19	1.19	1.17

(4) 収穫調整作業等の可能日数率

牧草の乾燥調整や、穀類の収穫作業等で前日に相当な雨の降った場合は概ね午前中作業ができない場合がある。このような作業場の制約要因を考慮した場合の作業可能日数は、表の係数に乗じて日数を算定する。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
係数	0.90	0.85	0.75	0.75	0.75	0.75	0.80	0.80	0.85	0.85	0.90	0.90

(5) 月別日作業時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月平均日長時間	10.17	11.03	11.57	12.57	13.47	14.13	14.02	13.19	12.22	11.25	10.32	10.05
月平均作業時間	沿海 高台	7	7	8	8	9	9	9	9	8	7	7
	山間	6	6	6	7	8	8	8	7	7	6	6

注) 1 月平均日長時間は、国立天文台の資料から毎月の15日の日の出から日の入りまでの時間とした。

2 月平均の作業時間は、家畜の飼育、食事、休憩、その他の作業時間を考慮したものである。

3 沿海、高台に比べ山間地域は条件が悪くなるので、その点を考慮した。

4 トラクター用作業機の標準的作業能率及び実作業率

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針参考資料より)

作業機械名	作業内容	トラクター の類別	作業機の大きさ	作業能率 (時/ha)	実作業率	備 考
ボトムプラウ	耕起【田】	I	作業幅 0.91m	3.1	0.7	12" × 3
		II	1.22m	2.3	0.7	12" × 4
		III	1.83m	1.6	0.7	12" × 6
	耕起【畑】	I	0.36m	8.8	0.7	14" × 1
		II	0.71m	4.5	0.7	14" × 2
		III	1.22m	1.9	0.7	16" × 3
		IV	1.37m	1.7	0.7	18" × 3
チゼルプラウ	耕起 【田・畑】	II	作業幅 1.8m	1.4	0.7	
		III	2.1m	1.2	0.7	
		IV	2.7m	0.9	0.7	
駆動ディスクプラウ	耕起【田】	I	作業幅 1.9m	3.5	0.7	ソーウェイ型
		II	1.9m	2.5	0.7	
ロータリー	耕起【田】	I	作業幅 1.7m	3.9	0.7	
		II	2.0m	2.7	0.7	
		III	2.4m	2.2	0.7	
	耕起【畑】	I	1.7m	2.6	0.7	
		II	2.0m	2.2	0.7	
		III	2.4m	1.9	0.7	
	碎土【田】	I	1.7m	3.1	0.7	
		II	2.0m	2.4	0.7	
		III	2.4m	2.0	0.7	
	碎土【畑】	I	1.7m	2.4	0.7	
		II	2.0m	2.0	0.7	
		III	2.4m	1.7	0.7	
		IV	2.8m	1.5	0.7	
バーチカルハロー	碎土【畑】	II	作業幅 1.8m	1.6	0.7	
		III	2.1m	1.4	0.7	
		IV	3.0m	1.0	0.7	
ディスクハロー	碎土【畑】	II	作業幅 2.5m	0.8	0.7	1 回がけ
		III	3.0m	0.7	0.7	
		IV	3.2m	0.6	0.7	
カルチパッカー	碎土・鎮圧 【田・畑】	I	作業幅 2.0m	1.4	0.8	
		II	3.0m	1.0	0.8	
		III	6.0m	0.5	0.8	
	【畑】	IV	8.0m	0.4	0.8	
レーザー均平機	均平【田】	II	作業幅 3.2m	3.0	0.7	
		III	4.0m	2.4	0.7	

作業機械名	作業内容	トラクター の類別	作業機の大きさ	作業能率 (時/ha)	実作業率	備 考
あぜぬり機	畦塗り 【田】	I II	ドラム 750mm 外径 850mm	350m/時 450m/時	0.7 0.7	
代かき機	代かき 【田】	I II III	作業幅 2.4m 3.5m 4.1m	3.4 2.5 2.1	0.7 0.7 0.7	2回がけ
ライムソー	石灰散布 【田】	I	作業幅 2.4m	1.5	0.5	
		II	2.7m	1.3	0.5	
		III	3.9m	0.9	0.5	
	石灰散布 【畑】	I II III	作業幅 2.4m 3.6m 3.9m	1.5 1.0 0.9	0.5 0.5 0.5	
マニユアスプレッ ダー	堆肥散布 【田】	I II	容量 1.4 m ³ 2.2 m ³	1.7 1.7	0.3 0.3	
	堆肥散布 【畑】	I II III	重量 2,000kg 3,000kg 4,500kg	1.5 1.5 1.5	0.3 0.3 0.3	
ブロードキャスタ ー	施肥【田】	I II	容量 260m ³ 400m ³	0.7 0.7	0.5 0.5	
	施肥・播種 【畑】	I II III	容量 260 ℓ 500 ℓ 1,000 ℓ	0.7 0.7 0.7	0.5 0.5 0.5	
不耕起V溝直播機	施肥播種 【田】 (水稲用)	I、II II、III III、IV	作業幅 1.6m 2.0m 2.4m	2.2 1.7 1.3	0.6 0.6 0.6	8条播き 10条播き 12条播き
ドリルシーダー	施肥播種 【田・畑】	I II	7条 13条	2.4 1.3	0.6 0.6	
プランター	施肥・播種 【畑】	I II III	2条 4条 6条	5.2 2.6 1.7	0.6 0.6 0.6	
ポテトプランター	施肥・播種 【畑】	I II、III	2条 4条	4.3 2.2	0.6 0.6	ばれいしょ
トランスプランタ ー	移植【畑】	I II、III	2条 4条	10.8 5.4	0.6 0.6	
動力噴霧機	農薬散布 【田】	I II	吐出量 30ℓ/分 55ℓ/分	1.3 0.71	0.8 0.8	作業幅 10m程度 15m程度
動力散粉機	農薬散布 【田】	I II	吐出量 5kg/分 8kg/分	0.22 0.14	0.8 0.8	作業幅 30m程度 "

作業機械名	作業内容	トラクターの類別	作業機の大きさ	作業能率 (時/ha)	実作業率	備 考
カルチベーター	中耕除草 【畑】	I II	3 畦 4 畦	1.4 1.1	0.8 0.8	
スラリーインジェクター	ヘドロ状 ふん尿注入 【畑】	I II III	500～ 800ℓ 800～1,500ℓ 1,500～3,000ℓ	10 ～ 20 6.7～10 5 ～ 6.7	0.3 0.3 0.3	
モアー (レシプロ)	牧草刈取 【畑】	I II	作業幅 1.5m 2.1m	2.1 1.5	0.7 0.7	
モアー (フレール)	牧草刈取 【畑】	I II	作業幅 1.4m 1.6m	2.7 1.4	0.7 0.7	
モアー (ディスク)	牧草刈取 【畑】	I II	作業幅 1.4m 1.6m	1.4 1.2	0.7 0.7	
テッドレーキ	転草【畑】	I II	作業幅 2.5m 4.8m	0.9 0.5	0.7 0.7	ロータリー
	集草【畑】	I II	作業幅 2.5m 4.8m	0.9 0.5	0.8 0.7	
モアーコンディショナー	牧草圧砕 【畑】	II III	作業幅 1.7m 2.1m	1.4 1.2	0.7 0.7	
ヘイベラー	牧草拾上 梱包【畑】	I II、III	作業幅 3.5m 5.0m	1.1 0.8	0.7 0.7	
細断型ロールベアラ	梱包【畑】	I II III IV II III IV III IV	成形室直径 0.8m、0.86m 1.0m ラッパなし 1.0m、1.15m ラッパ付き	4～ 6.5 3.0 2.0	0.7 0.7 0.7	収穫はコーンハーベスタによる
サブソイラー	心土破碎・ 暗渠【田】	I II III	1 本 1～2 本 3 本	2100m/時	0.7	
	心土破碎・ 暗渠【畑】	II III IV	1 本 2 本 3 本			
溝堀り機	溝掘【田】	I、II、III	溝幅 15～40cm	700m/時 2600m/時	0.7 0.7	P T O 駆動式 けん引式
心土作溝土層改良機	心土破碎・ 暗渠【畑】	I II、III IV	1 本 2 本 3 本	3100m/時	0.7	

注 1 作業能率は、ほ場内で作業機が作業するすべての時間を含めた値である。

2 実作業率は、農道、路面の状況、耕地の分散程度、車庫との距離等の条件を考慮したおおよその目安である。

3 作業能率及び実作業率は「農林省農事試験場作業技術部研究成績」(1968)、「全購連畑作機械化の手引き」(1970)、「農作業便覧」、「農業機械施設便覧」(1998)等による。

5 主要農業機械の年間固定費率（原価計算方式）

単位：年、%

機械名	省令による 耐用年数	年間固定費率	年間固定比率の内訳			
			減価償却費	修繕費	車庫費	資本利子等
乗用トラクターⅡ～Ⅳ（40ps級以下）	7	24.00	14.3	4.70	1.50	3.5
乗用トラクターⅠ（30ps級）	7	23.00	14.3	3.70	1.50	3.5
ボトムプラウ	7	27.30	14.3	4.00	5.50	3.5
ロータリー	7	28.05	14.3	6.25	4.00	3.5
ディスクハロー	7	26.80	14.3	4.00	5.00	3.5
ツースハロー	7	25.30	14.3	2.00	5.50	3.5
サブソイラー	7	22.80	14.3	2.00	3.00	3.5
ローラー	7	24.80	14.3	1.00	6.00	3.5
カルチパッカー	7	24.80	14.3	1.00	6.00	3.5
代かき機	7	24.47	14.3	1.67	5.00	3.5
マニユアスプレッダー	7	22.90	14.3	3.10	2.00	3.5
ライムソワー	7	25.30	14.3	2.00	5.50	3.5
ブロードキャスター	7	23.30	14.3	2.00	3.50	3.5
ドリルシーダー	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
田植機	7	26.30	14.3	5.00	3.50	3.5
動力噴霧機	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
スピードスプレヤー	7	23.58	14.3	3.78	2.00	3.5
コンバイン（自脱型）	7	24.70	14.3	5.40	1.50	3.5
コンバイン（普通型）	7	23.60	14.3	4.30	1.50	3.5
フォーレージハーベスター	7	25.30	14.3	4.00	3.50	3.5
フォーレージハーベスター（自走式）	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
ポテトハーベスター	7	26.30	14.3	5.00	3.50	3.5
ポテトハーベスター（自走式）	7	24.80	14.3	5.00	2.00	3.5
ビートハーベスター	7	25.30	14.3	4.00	3.50	3.5
ビートハーベスター（自走式）	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
ビーンハーベスター	7	26.30	14.3	5.00	3.50	3.5
ケーンハーベスター	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
ケーンハーベスター（乗用型）	7	23.80	14.3	4.00	2.00	3.5
多目的作業機	7	23.58	14.3	3.78	2.00	3.5
トレーラー	7	22.80	14.3	2.00	3.00	3.5
トラック	7	24.30	14.3	5.00	1.50	3.5

- 注 1 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針参考資料より
2 年間固定費の内訳の各数値については、全国的な平均値としての目安を示すモノであり、地域によって幅が
3 資本利子等は租税公課及び保険料を含む

6 農業労賃・農作業料金に関する調査結果

(平成23年 宮崎県農業会議調べ)

○水稲関係作業受託料【県平均】

単位：円／10a

受託作業	個人	組織	備考
一貫（耕起・代かき）	12,761	13,300	
耕 起	5,834	5,206	
代かき	7,424	7,358	
田植え	6,793	6,617	苗代別
防 除	2,158	2,728	農薬代別、1回当たり
刈取（コンバイン）	16,166	16,573	
刈取～乾燥・調整	28,359	35,940	
乾燥・調整	2,233	2,160	60kg当たり
全面（代かき～調整）	26,256	74,352	種籾、肥料、農薬込み
	47,982	57,395	種籾、肥料、農薬別

○オペレーター賃金【県平均】

単位：円

作業機械	1時間	1日	10a
トラクター	1,267	11,233	4,286
田植機	1,267	10,167	5,625
コンバイン	1,293	12,219	14,250

○臨時的雇用【県平均】

単位：円／日

作 業 区 分		男	女
水 稲	機械作業補助	5,945	5,560
	田植え手植え	6,116	6,116
	手刈り収穫	5,832	5,832
果 樹	専門的作業	8,600	7,000
	摘果	6,408	5,419
	収穫	6,579	5,576
	選果	6,389	5,581
一 般	専門作業	7,571	6,487
	一般作業、軽作業	6,289	5,728